

R



弁護士法人
愛知総合法律事務所

ルネサンス

renaissance

2016.1

明けましておめでとうございます。

事務所報を通して多くの方々と語り合い、皆様と共にさらに充実した事務所を目指して

No.43



撮影:T.Ito

AICHI SOGO LAW OFFICE

弁護士 村上 文男

弁護士 勝又 敬介

弁護士 上瀬 幹也

弁護士 小宮 仁

弁護士 服部 文哉

弁護士 友近 歩美

司法書士 萩野 直樹

弁護士 柄夢 貞介

弁護士 梅村 明男

弁護士 水野 憲幸

弁護士 遠藤 悠介

弁護士 米山 健太

弁護士 北澤 嘉章

司法書士 毛利 歌重

弁護士 中野 直輝

弁護士 木村 環樹

弁護士 南 善隆

弁護士 加藤 耕輔

弁護士 中内 良枝

弁護士 深尾 至

社会保険士 原田 聰

弁護士 尾関 栄作

弁護士 渡邊 健司

弁護士 森下 達

弁護士 横井 優太

弁護士 中島 悠介

弁護士 佐藤 康平

社会保険士 小木曾 裕子

弁護士 檀浦 康仁

弁護士 森田 祥玄

弁護士 奥村 典子

弁護士 長江 昂紀

弁護士 田村 祐希子

税理士 大橋 由美子

社会保険士 長谷川 沙美

地方の皆さんに

良質なりーガルサービスを

弁護士 村上 文男

1 昨年の御礼、新年のご挨拶

昨年中はルネサンス読者の皆さんからご支援を賜り厚く御礼を申し上げます。皆さんの支援のおかげを持ちまして支所も開設することができ、又68期の弁護士5名の内定が決まり、このルネサンスが配布される頃には5名の新人弁護士が誕生している予定です。事務所総勢70名を超えて、拡大を続けることができ、皆さん喜んでいます。これもひとえに皆さんのご支援の賜物です。心より御礼申し上げます。

本年も依頼者の皆さんのために精一杯お手伝いをさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

2 今年の抱負—地方の皆さんに良質なリーガルサービスを—

今年も支所開設も含めて、支所の成長拡大をしなければならないと考えています。

地方創生とか地方の時代と言われて久しいですが、弁護士は相変わらず都市集中が進んでいます。

当事務所は専門化と総合化を目指しています。

丸の内本部事務所は専門化・総合化を更に進めていき、総合大学病院的な法律事務所を目指しています。

それと並行して、地方の皆さんには

弁護士が身近にいて法的サービスを提供する、いわば街医者的な弁護士の役割も担いたいと考えています。

更には身近な街医者的手法で、丸の内本部で培われた専門化のノウハウを生かした、丸の内本部同様の良質なリーガルサービスを提供したいと欲張りな構想を掲げています。

大がかりな手術は大学病院であるのと同様の発想で、支所での解決が難しい難事件、大事件は丸の内本部事務所が応援していく構想です。

4 日進赤池事務所、藤が丘事務所

昨年の11月に日進市の赤池駅1分のところに日進赤池事務所を開設しました。12月には名東区の藤が丘に藤が丘事務所を開設しました。日進赤池事務所は日進市、みよし

3 支所の時代の創生

今年は、支所構想に基づき支所の開設と共に、現状の支所の充実・拡大を進めていき、名実ともに地方の時代にふさわしい法律事務所を構築していきたい。

人材の育成も兼ねて事務所の全弁護士が原則支所勤務経験を積んで、地方の皆さんと共に心を共有して、地域に根付いた身近な法律事務所としていきたい。

専門弁護士の育成にも気を使いながらも、事務所の構成員全員が一丸となつて、支所の充実・拡大に邁進していきたい。

5 今後の支所展開

市、東郷町、天白区、緑区の一部の皆さん利用の便宜を考えたもので

す。

藤が丘事務所は長久手市、尾張旭市、瀬戸市、名東区等のみなさんの便宜を考えた支所です。

生まれたばかりですので、皆さんのご支援で、ご協力で、地域に根付いた法律事務所に育てていただきたい。

地域に根付いた地域の皆さんのが、事務所として、必要なところに必要な法律事務所を開設していきたい。

地域の皆さんのお役に立てるよう

り組みたい。

本年も皆さんのお役に立てるよう

うに事務所一同全員一丸となつて、全力投してまいりますので、倍旧のご支援を賜りますことをお願い申しあげます。



次の世代に伝えたいこと

からた ていすけ
弁護士 柄多 貞介



人が争わず、皆仲良く平和に暮らすようになれば、弁護士も、裁判所も、警察もいらなくなるわけですから、そういう時代が来れば特に弁護士という職種は成り立たないわけです。では、人が争わなくなる時代が来ることがあるでしょうか。ないでしょうね。肉体と不可分の人という存在には必ずエゴがあり、容姿も、性も、生い立ちも、能力も、気質も皆1人1人異なり、それが故に人生を味わい深いものにしているとともに、他人とは異なる視点、判断が生まれ、利害衝突や意見対立を生むことになるからです。つまり、人間でいる限りは争いはなくならないと言うことです。その争いごとの解決方法は今も昔も強者が弱者を暴力で従わせることです。個人間のDVも暴力団の抗争もそうですし、司法制度も公正の理念を目指してはいますが最後は刑罰や強制執行という暴力の変形を背景にしています。今の人類レベルを前提にすると、このような解決方法も必要

な段階なのだと思います。しかし、将来は当事者同士が対面し、熟練した中立の調停人のもとで、WIN-WIN(どちらも納得する)の解決を目指す当事者の主体性を活かした同席調停で多くの紛争が平和的に解決される日の来る事を願っています。また、国家的には、植民地の人と資源を暴力で略奪した帝国主義の時代を経過しても、どの国もエゴ丸出しで、武力の行使により紛争を納めようとしています。軍事力に莫大な金を遣い、人類を何回も皆殺しにできる核を保有する国がガキ大将もどきに自国の核はそのままに弱小の国が核を持つことを禁止したり、国連で自国の利益にならない場合には拒否権を発動するというエゴイスティックを当たり前とするレベルの段階の人類ですが、こういう方向に未来はないことを悟り、日本国憲法の理念の元に行動する人々が続々と立ち上がってくることを心から願っています。



弁護士 中野 直輝

「若い」方々へ

あけましておめでとうございます。

私も「齢70」の声が聞こえており、立派な?高齢者であります。若い方々にえらそうに語れる人生を歩んだであろうか?と振り返ると、些か恥ずかしいものがございます。

さて、私の若い頃を振り返ってみると当時の「高齢者」といえば明治末から大正の「戦中派」の方が多かったものです。

実際に出征され、大変なご苦労を経験された方もおられました。

その方たちから見ると「君たちは恵まれている。私の若い頃は…」とよくおっしゃられました。

しかし、若い私たち(当時)にとっては実際に経験をしていないだけにピンとこないことも多く「そうですか、大変でしたね」と言うしかなかったのも事実です。

今思えば先代たちは言葉よりも「生き抜く姿」で私たちに様々なことを伝えてくれたと感じております。

そのような次第ですので、お伝えしたいことを言葉(文章)で表現するのは難しいものがありますが、あえて申し上げれば若い世代の皆様には「向上心を持ち続けてほしい」ということです。

瞬間にではなく、持ち続けるのです。

今の日本は世界でも希に見る恵まれた国といえます。現状維持すれば何となく生活をして行ける故、現状に甘んずる傾向の若い方々が増えてはいないでしょうか。さあ、若い皆様、

仕事においても私生活においても困難や面倒事から逃げず、常に目線を高く保ってください。そして、自らの人間としての能力や生活、そして自分をとりまく環境を「向上」させてください。

さらに高校生の皆様、公職選挙法の一部が改正され、選挙権年齢が引き下げられます。来年の夏から皆様の中にも「国政選挙」に参加できる方も出てきます。

他人事と思わず、若い目線でこの国が更に「向上」できるよう考えましょう。

～向上心を持ち続ける～

些か在り来たりで平凡ではございますが、社会の一線を退きつつある私から皆様へ心からお伝えしたい言葉です。

若い皆様に期待しております。

紙上座談会

平成27年8月27日
マイナンバーセミナーを終えて



福祉医療分野でも積極的に活用されることが期待されているんですよ。

森.. その一方で、重要な情報を元的に管理するということは、その情報が漏洩した場合の被害が大きくなることがあります。特にたくさんの人のマイナンバーを取り扱う事業主の方としては、その利用や、管理のための準備が必要になりますよね。

森.. 皆さん、今回のマイナンバーセミナー、お疲れ様でした。今回は、マイナンバー制度実施直前ということもあり、40名もの方にお集まりいただき、また、参加された皆様が熱心にこちらの話に耳を傾けてくださったのが印象的でした。

*****.. そりだしたね。いわゆるマイナンバー制度は、正式には「社会保障税番号制度」といいます。平成27年10月から、マイナンバーが記載された「通知カード」が住民票上の住所に送られていきます。そして、平成28年1月から、希望者については、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるようになる「個人番号カード」を受け取ることができるようになります。

マイナンバー制度により、脱税防止のために所得が把握される、という側面がメディアなどで大々的に取り上げられることがあります。個人情報の元化と情報共有による合理化や、大災害時における積極的支援の実現という目的もあります。

長.. 社会保障の分野においても様々な分野でマイナンバーが利用されることが予定されています。年金・労働

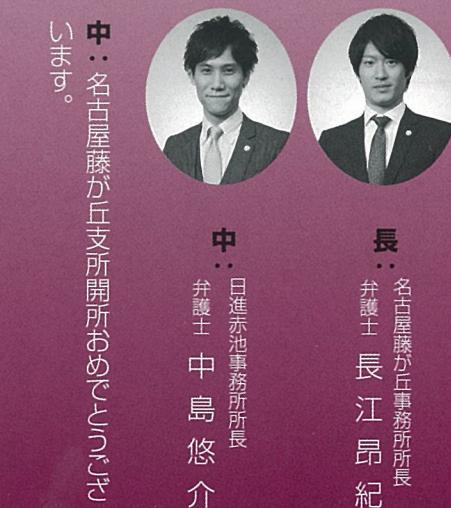
長.. そのとおりです。事業主は労働者の入社から退社まで、様々な場面でマイナンバーと関わりを持つていくことになります。その場面を、取得、利用提供、保管、廃棄、削除などの場面に分けて考えることができます。それぞれの場面において、安全管理措置をとることが必要になります。

大.. 安全管理措置といつのは、具体的にどのようなものですか。

長.. 特に重要なのは、①組織的安全管理措置、②人的安全管理措置、③物理的安全管理措置、④技術的安全管理措置の4つです。それについて、情報漏洩時の態勢の整備や従業員の研修などの人的な負担や、パーテーションの設置や「パソコンのセキュリティ対策、会計ソフトの見直しなどの物的な負担」を生じるものがあります。

*****.. しかも、個人情報を漏洩させた場合には、罰則があるんですね。

森.. その点についてなんですが、結果的にマイナンバーが漏洩してしまった場合に、すぐに刑事罰を受けるような印象を持たれている方もいるかもしれません。しか



新支所開設への意気込み

長.. 名古屋藤が丘事務所所長
弁護士 長江 昂紀

中.. 日進赤池事務所所長
弁護士 中島 悠介

中.. 名古屋藤が丘支所開所おめでとうございます。

長.. 中島先生も、日進赤池支所を開所したばかりですね。お互い物件探しや内装設備の手配などで苦労しましたよね。

中.. 引越作業で、荷物をたくさん積み込んで夜の日進市街を車で走ったことも新事務所開所のいい思い出です。

長.. 中島先生も、機会があつたら藤が丘事務所に来て下さいよ。駅から歩いて1分ほどのところにあるおしゃれな商業ビルなんですが、隣にも似た名前のビルがあります。事務所が入っているのは、スポーツクラブが入っている方のビルです。藤が丘は、緑が多いし、駅前に食べ物屋も多くてとても住みやすい街ですよ。

中.. 長江先生の方こそ、是非赤池に来て下さい。こちらは駅から出て10歩で入れるビルです。赤池は閑静な住宅街といった感じで、景色のいいところも多く、とても落ち着いています。



＊.. 唐突に話題に上ることが多くなったように思われるマイナンバー制度ですが、「行政手続における特定の事務上の使用者責任を問われる可能性があります。

＊.. そつこことなんですね。そつであれば、なおさら安全管理措置を十分にとく必要がありますね。では、税理士の立場から見るひどいなんでしょうか。

大.. 税務当局に提出する申告書、法定調書等の税務関係書類にマイナンバーの記載が必要になります。その記載が必要とされる時期なんですが、所得税については平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から、法人税については平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書からです。また、消費税についても平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書からなので、一般的な場合を想定すれば、平成29年になってから申告するものになります。

ただ、場合によつては平成28年中に提出する書類にマイナンバーの記載が必要になることがありますので、時間的に余裕があるとは限らないんですよ。

特に、短期のパートやアルバイトに対する給与や、委託業務の報酬の支払などでは、平成28年1月以降、早期にマイナンバーの取得や記載等が必要になります。

事業者が従業員の指導などの一定の安全管理措置を講じていれば意図せずに個人番号が漏洩したとしても、直ちに刑事罰の対象にはならないとされています。ただし、刑事罰の対象にはならないとしても、民事上の損害賠償請求の対象になることは考えられます。特に、従業員が個人情報を漏洩させた場合、事業主の方も民事上の使用者責任を問われる可能性があります。

＊.. そつことなんですね。そつであれば、なおさら安全管理措置を十分にとく必要がありますね。では、税理士の立場から見るひどいなんでしょうか。

森.. そつですね。ただ、制度の運用が始まった以上、それに対応していかなければいけません。

例えば、マイナンバー取得のための利用目的について、就業規則で明示しておくことや、この機会に、社内の「フレーバイアンス体制を見直すことなどの必要が出てくるでしょう。

今回は、多くの参加者に集まつていただいた講演会でしたが、今後は特定の企業からの相談で、社内の体制整備などについて意見を求められることも出てくるでしょう。そのような相談に応えるためには、複数の士業にまたがる連携が必要です。また、ご相談、講演会や社内研修の講師などを希望の方が多いらしいましだら、お気軽に問い合わせいただけます。



中.. 私も同感です。しかも、現時点ではこの地域に密着した法的なサービスが必ずしも十分ではないとも感じています。実際、開所してからまだ1か月ですが、相談のお問い合わせを多数いただいており、このエリアによりよいリーガルサービスをお届けしたいという新事務所開設の理念は、間違つていなかつたと実感しています。

長.. こちらも、まだ開所したばかりですが、すでに相談のお問い合わせが来ており、今後も相談が増えそうな気配を感じます。それに、駅周辺ではマンション開発が進められているようなので、事務所の司法書士にもニーズが有るのではないかと感じています。何かご依頼ご相談があれば、お気軽に相談していただきたいです。中島先生の抱負も聞かせていただけますか。

中.. 日進赤池の街の成長に負けないよう、自分自身が弁護士として成長し、支部も大きくしていきたいと思います。

個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(いわゆるマイナンバー法)が成立したのは、平成25年5月のことです。それから様々な手段で広報活動が行われてはいたのですが、平成27年1月の内閣府の世論調査では、マイナンバー制度の内容を知っている人は28.3%にとどまることが判明していました。

施行まで1年を切った段階で、3人に2人以上の人気が制度の内容を知らないというのでは、唐突な印象を受けても仕方がないと思います。

長.. そうですね。本部がある丸の内と比べると、こちらの方はまさに今成長中の街という印象を強く受けます。新しい建物や若い人たちが多く、清新な街だと思います。ただ、新しい住民が増えると、地域の「ミニヨンティ」が成熟するまでは、近所でのトラブル等が増えるのではないかと心配しています。

Q&A

離婚問題

～賢い離婚をするには～



弁護士 中内 良枝

Q 最近、離婚という言葉をよく耳にしますが、愛知総合法律事務所には、年間どのくらいの離婚の相談があるのですか。

A 年間850件ほどあります(2014年)。したがって、毎日2、3件は、離婚に関するご相談があるということになります。

その内容も様々で、慰謝料、財産分与、子どもの親権など、多岐にわたります。

Q 弁護士に依頼をせずに離婚しているご夫婦もいると思うのですが、弁護士に依頼するメリットはどんなことがあるのですか。

A 弁護士に依頼する最も大きいメリットは「賢い離婚」をすることにあるでしょう。離婚の条件は、離婚の切出し方や、別居のタイミング等によっても異なってきます。離婚は、今後の人生に大きく影響を及ぼす重大な出来事です。離婚の話を有利に進めるためにも、離婚問題に精通した弁護士に相談・依頼することをお勧めします。当事務所は、弁護士の日々の研究・研鑽はもちろん、離婚専門の事務局を設置し、離婚問題の専門化に取り組んでいます。

Q 具体的に、離婚を考えはじめてから、どのタイミングで相談に行つたらいいのでしょうか。

A 弁護士に依頼するのは、できるだけ早い方がいいです。中には、相手の言うとおりの不利な条件で離婚が成立してからご相談にいらっしゃる方もいます。しかし、一度決めた条件を覆すのは簡単ではありません。そのため、離婚を考えたら、まず一度お気軽にご相談下さい。当事務所は、初回相談は無料で行っております。

Q 小さい子どもがいるのですが、なかなか預け先が見つかりません。相談に連れて行つても大丈夫でしょうか。また、大きい事務所だとたくさんの人が出入りしているのですが、プライバシーは確保されていますか。

A はい、大丈夫です。相談室に小さいお子様用の椅子や、絵本等をご用意していますので、隣でお子様の様子を見ながら相談していただけます。予約時にお気軽にお申し出下さい。また、当事務所は、完全個室の空間でご相談を受け付けておりますので、プライバシー等の心配もいりません。

Q 弁護士に依頼した後に、相手方から直接連絡が来ることはありますか。

A 弁護士が受任した後は、相手方とのやり取りは基本的に全て弁護士が行います。もし相手方から連絡が来た場合は、弁護士に全て任せているからと回答してくださって結構です。この点でも、かなり精神的な負担が軽減されるかと思います。

Q 弁護士にも私の辛い気持ちを分かってもらえるのでしょうか。

A 私たちは、皆様と「離婚の悩みを共有したい」と考えて事件に取り組んでいます。離婚は、自分の人生や子どもに大きな影響を及ぼす出来事であり、当事者の方には相当にストレスのかかる問題の1つです。そんな悩みを一人で抱えることなく、弁護士・事務局と一緒に解決ていきましょう。

上野先生を偲ぶ会
当事務所は、上野先生がいらっしゃった頃から更に大型化しています。今後も上野先生を偲ぶ会は続けて、上野先生から教えていただいた様々なことを引き継いでいき、上野先生の法曹魂が脈々と根付いた法律事務所についてきたいと所員一同考えております。

今年も10月16日に上野先生を偲ぶ会を開催し、上野先生についての思い出話を語ったり、それぞれの近況報告を行つたりしました。この会を立ち上げた当初は上野先生から指導を受けたことがある弁護士等が上野先生の思い出話をすることが多かったのですが、最近は上野先生の指導を受けたことがない若手弁護士も参加するようになります。若手弁護士にとっても、先輩弁護士から上野先生の話を聞いて、その真摯な姿勢や人情あふれる人柄を偲び、また学ぶことができる大事な機会となっています。

上野先生を偲ぶ会
弁護士 梅村 明男



野:愛知総合法律事務所も、大勢の弁護士が所属する大規模事務所となりました。そこで、弁護士の素顔を知るため、アンケートを実施してみました。

龍:弁護士といつても、皆さん本当に個性的ですからね。面白い結果が出そうですね。

野:では、まず第1問。「私は、村上文男代表弁護士を、誰よりも尊敬している。」

YES(86%)

NO(9%)

黙秘(5%)

龍:さすがですね。

野:NOの方も、「誰よりも」とまでは言えない、とのコメント付きでした。

野:では、第2問。「自分にとって弁護士という仕事は天職である」

YES(68%)

NO(22%)

黙秘(10%)

野:ちょっと意外ですね。狭い門をくぐり抜けているのだから、YESがもっと多いと思っていましたが。

龍:それも事務所の多様性の現れでしょうか。

野:続いて第3問。「自分が受け持っている仕事の件数は多すぎる」

YES(27%)

NO(68%)

黙秘(5%)

野:年間2,000件以上を受任しているにもかかわらず、この回答ですか。

龍:我々も、もっと精進が必要、ということですね。

野:頑張っていきましょう。次は第4問。「この紛争類型には自信がある!という分野がある」

YES(77%)

NO(10%)

黙秘(13%)

龍:これは納得の回答ですね。様々な分野に精通した弁護士がいますからね。

野:そうですね。関心を持って取り組んでいる分野も多岐にわたり、それぞれの分野について、深く追求していますよね。

野:では、最後の質問、第5問。「事件処理のスピードには自信がある」

YES(69%)

NO(18%)

黙秘(13%)

龍:これもまた事務所の特色を表していますね。

野:互いに切磋琢磨しつつ、協力していろいろな案件にあたっていますからね。

龍:じつさい、そのスピード感にはいつも驚かされています。

統計は以上となります。お読みいただいた皆様にも、事務所の実態に触れていただけたらなによります。

どうすればいいの?

司法書士 毛利歌重



愛知総合法律事務所、司法書士の毛利です。
登記識別情報(いわゆる権利証)を紛失してしまった場合どうしたらよいでしょうか?
それについて簡単に解説したいと思います。
不動産の売主として権利を移転する登記手続きは権利証を法務局に提供しなければならないのが原則です。紛失してしまった場合に再発行はできません。
ではどうしたら良いのか: そのような場合には、以下の二つの方法があります。
①事前通知による方法と
②資格者代理人による「本人確認情報」を作成する方法です。
①の事前通知の方法では、法務局から送られてくる書類が受け取れなかつたりすると、登記申請が却下されてしまいます。
そのため、第三者との不動産売買、特に金融機関が関与するような利害関係人が発生する登記などについては、②の方法(司法書士が事前に義務者本人と面談し、本人確認を行い、「本人確認情報」を作成する方法)による登記申請をする方法が一般的に用いられています。
一方、親族間の贈与等、登記の優先順位を急いで確保する必要がないような場合は、費用の問題もありますので、①の方法をお勧めしています。
当事務所では、登記手続きについて依頼者の立場に立つて、最善の方法で責任を持つてご依頼をお受けしております。お電話でのご相談を無料で行っておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

私とテニス



弁護士 服部 文哉



錦織圭選手の活躍もあり、最近になってテニスを始めたという方もいらっしゃるのではないかでしょうか。私は、学生時代、中学校は軟式テニス部、高校は硬式テニス部と、6年間テニスをやっていました。やってはいましたが、持ち前の運動神経のか細さと、高校時代からのブランクが重なり、現在の技量はとても心許ないものとなっておりますので、テニスをやっていたとはあまり公言しないようにしております。

そんな私でも、たまにテニスで汗を流すのは楽しいものです。先日は、久々に弁護士同士のダブルス大会に参加してきました。健闘むなしく一敗一引き分けで迎えた最終戦、あと1ゲームで初勝利となるところで、ネット際に落ちるボールを急いで打ちにいったはずみで足が攀りました。もう駄目かと思いましたが、ペアであった当事務所の長江昂紀弁護士が足を引っ張って（じゃま

をされたという意味ではありません）治療してくれました。ダブルスではなくシングルスの大会であつたら途中棄権していたと思います。あらためてチームプレイの重要性に気付くとともに、大人になつても息が切れるまで走り回るのは楽しいものだと感じる大会となりました。

なお、今回のテニス大会は一戦ごとにペアが変わる方式でした。長江昂紀弁護士は全勝であったことを彼の名誉のために申し添えます。



無料電話法律相談実施中



法律問題ならなんでもご相談ください。
東海三県にお住まいの方（個人・法人問わず）で同一問題1回限り、弁護士が電話にて直接法律相談を行います。名古屋丸の内本部事務所では、無料電話相談の他、夜間面談法律相談（要予約）も実施しております。お悩みのある方、お気軽にご相談ください。

日進赤池事務所、藤が丘事務所、名古屋新瑞橋事務所、春日井事務所、小牧事務所、津島事務所については、各支所に直接ご連絡ください。

受付時間：平日午前9時30分から午後6時まで

予約受付電話番号 **052-971-5277**



春日井事務所

〒486-0844
愛知県春日井市鳥居松町四丁目122番地
王子不動産名古屋ビル4階

TEL.0568-83-8177 (代表)
FAX.0568-83-8170



小牧事務所

〒485-0029
愛知県小牧市中央一丁目267番地
小牧ガスピル2階

TEL.0568-68-6061 (代表)
FAX.0568-68-6062

NEW!



日進赤池事務所

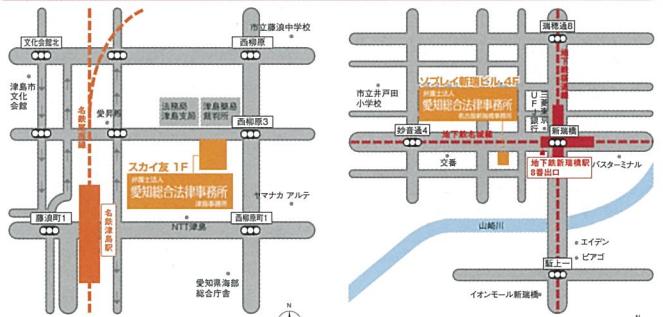
〒470-0125
愛知県日進市赤池一丁目3001番地
第25オーシャンプラザ 3階

TEL.052-680-8501 (代表)
FAX.052-680-8502

名古屋藤が丘事務所

〒465-0033
名古屋市名東区明が丘124番地1号
ami amiビル 3階

TEL.052-778-9997 (代表)
FAX.052-778-9998



津島事務所

〒496-0047
愛知県津島市西柳原町三丁目2番地
スカイ友1階

TEL.0567-23-2377 (代表)
FAX.0567-23-3838

名古屋新瑞橋事務所

〒467-0842
名古屋市瑞穂区妙音通四丁目40番地
ソブレイ新瑞ビル4階

TEL.052-851-0171 (代表)
FAX.052-851-0172



名古屋丸の内本部事務所

〒460-0002名古屋市中区丸の内三丁目2番29号
ヤガミビル 501号・601号(受付)

TEL.052-971-5277 (代表)
FAX.052-971-7876

平成26年11月より、丸の内本部事務所の電話がダイヤルイン（直通電話）になりました。今後は、用件のある部署に直接電話をかけることができます。部署等が不明な場合は、代表番号（052-971-5277）におかけいただければ、担当者に取り次ぎをいたします。

●事務所業務のご案内●
平成28年1月4日(月)より
業務開始いたします。

*ご相談・ご来訪の際は予め電話にてご予約ください。

龍
野
夕
田
部
龍
田
部
本年より、編集担当が変わりました。新たなる年の門出となり、身が引き継まる思いですね。新しい支所も2カ所でき、新しい弁護士も入所しました。ルネサンスも今後、進化していくんですね。新しい支所も2カ所で、表紙写真もいつものルネサンスと異なる雰囲気です。皆さまに支えられたルネサンスであるので、これからとも皆さまよろしくお願い致します。

野
夕
田
部
龍
田
部
本年より、編集担当が変わりました。新たなる年の門出となり、身が引き継まる思いですね。新しい支所も2カ所でき、新しい弁護士も入所しました。ルネサンスも今後、進化していくんですね。新しい支所も2カ所で、表紙写真もいつものルネサンスと異なる雰囲気です。皆さまに支えられたルネサンスであるので、これからとも皆さまよろしくお願い致します。

野
夕
田
部
龍
田
部
本年より、編集担当が変わりました。新たなる年の門出となり、身が引き継まる思いですね。新しい支所も2カ所でき、新しい弁護士も入所しました。ルネサンスも今後、進化していくんですね。新しい支所も2カ所で、表紙写真もいつものルネサンスと異なる雰囲気です。皆さまに支えられたルネサンスであるので、これからとも皆さまよろしくお願い致します。

編集後記

after word